



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成25年2月27日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号 小田急電鉄株式会社 代表取締役 山木利満
	指定開発行為の名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区长尾二丁目8-1他
	指定開発行為の目的	戸建住宅、低層集合住宅、多目的施設、飲食等施設、 ガーデンゾーン管理施設、店舗・事務所等の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約145,410㎡ 計画戸数：220戸、計画人口：770人 建築面積：約17,520㎡、延べ面積：約34,660㎡ 建物高さ：約4m～約11m
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成26年10月 完了予定：平成32年4月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成25年2月27日（水）から 平成25年4月12日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、宮前区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	多摩区役所、宮前区役所、向丘出張所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成25年4月12日（金） （郵送の場合は、平成25年4月12日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156